

保護変更決定処分等取消請求事件について（その2：判決）

令和5年（2023年）9月8日、東京地方裁判所において第一審判決のあった令和4年（行ウ）第211号保護変更決定処分等取消請求事件について報告いたします。

1 概要

町田市福祉事務所長が行った保護変更決定処分等2件について、取消しを求めるものです。

1件目は、平成30年（2018年）12月12日付けで処分した児童扶養手当の受給に伴い収入認定を行った保護変更決定処分についてです。

2件目は、平成30年（2018年）12月21日付けで処分した児童扶養手当の受給に伴い生活保護法第63条の規定に基づき返還金額を決定した支給済保護費返還決定処分についてです。

原告は、東京都知事が審査請求の「棄却」の裁決を下したのちに、令和4年（2022年）5月20日に訴訟の提起を行いました。

2 当事者

原告：町田市在住の生活保護受給者

被告：町田市

3 裁判所

東京地方裁判所民事第51部

4 判決内容等

令和5年（2023年）9月8日、東京地方裁判所の判決の内容は、以下のとおりです。

（1）原告の請求をいずれも棄却する。

（2）訴訟費用は原告の負担とする。

なお、控訴可能期間内に控訴がされなかったことから、判決の内容で確定しました。